

日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準等の一部を改正する件 新旧対照表

○日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準等（平成18年2月7日農林水産省告示第125号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="165 328 1099 384"><u>日本農林規格等に関する法律施行規則第48条第2項の主務大臣</u>が定める農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準等</p> <p data-bbox="120 427 248 451"><b>1 適用範囲</b></p> <p data-bbox="120 493 1126 683">この基準は、<u>日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号。以下“施行規則”という。）第48条第2項の主務大臣</u>が定める農林物資（以下“対象農林物資”という。）についての取扱業者又は外国取扱業者の認証の技術的基準、対象農林物資についての登録認証機関又は登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準、対象農林物資についての<u>主務大臣</u>が定める登録認証機関又は登録外国認証機関の認証等の報告及び対象農林物資についての外国取扱業者の公示を規定する。</p> <p data-bbox="120 724 882 748"><b>2 対象農林物資についての取扱業者又は外国取扱業者の認証の技術的基準</b></p> <p data-bbox="120 790 277 813"><b>2.1～2.3</b> （略）</p> <p data-bbox="120 855 1133 911"><b>3 対象農林物資についての登録認証機関又は登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準</b></p> <p data-bbox="120 952 719 976"><b>3.1 登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準</b></p> <p data-bbox="120 1018 1133 1110">対象農林物資についての登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準は、<u>施行規則第48条第1項第1号ハ及びホ、第2号ト並びに第3号ヘからチまでの規定</u>によるほか、<b>3.2</b> から<b>3.5</b> までに定めるところによる。</p> <p data-bbox="120 1184 1014 1208"><b>3.2 対象農林物資についての取扱業者又は外国取扱業者の認証の実施方法に関する基準</b></p> <p data-bbox="120 1249 1133 1342"><b>3.2.1</b> 認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る工場又は事業所における<u>施行規則第25条</u>に掲げる事項（以下“認証事項”という。）が<b>箇条2</b>の基準に適合することを書類審査及び実地の調査を行い、その結果を検証することにより確認しなければならない。</p> <p data-bbox="120 1383 248 1407"><b>3.2.2</b> （略）</p>	<p data-bbox="1202 328 2136 384"><u>日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣</u>が定める農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準等</p> <p data-bbox="1158 427 1285 451"><b>1 適用範囲</b></p> <p data-bbox="1158 493 2163 683">この基準は、<u>日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下“施行規則”という。）第46条第2項の農林水産大臣</u>が定める農林物資（以下“対象農林物資”という。）についての取扱業者（<u>外国取扱業者を含む。以下同じ。</u>）の認証の技術的基準、対象農林物資についての登録認証機関又は登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準、対象農林物資についての<u>農林水産大臣</u>が定める登録認証機関又は登録外国認証機関の認証等の報告及び対象農林物資についての外国取扱業者の公示を規定する。</p> <p data-bbox="1158 724 1738 748"><b>2 対象農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準</b></p> <p data-bbox="1158 790 1314 813"><b>2.1～2.3</b> （略）</p> <p data-bbox="1158 855 2170 911"><b>3 対象農林物資についての登録認証機関又は登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準</b></p> <p data-bbox="1158 952 1984 976"><b>3.1 登録認証機関又は登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準</b></p> <p data-bbox="1158 1018 2163 1144">対象農林物資についての登録認証機関又は登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準は、<u>施行規則第46条第1項第1号ハ及びホ、第2号ト及び第3号ヘからチまでの規定</u>によるほか、<b>3.2</b> から<b>3.5</b> に定めるところによる。<u>ただし、登録外国認証機関にあっては、3.2 の規定のうち、“登録認証機関”を“登録外国認証機関”と読み替えるものとする。</u></p> <p data-bbox="1158 1184 2051 1208"><b>3.2 対象農林物資についての取扱業者又は外国取扱業者の認証の実施方法に関する基準</b></p> <p data-bbox="1158 1249 2163 1342"><b>3.2.1</b> 認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る工場又は事業所における<u>施行規則第29条</u>に掲げる事項（以下“認証事項”という。）が<b>箇条2</b>の基準に適合することを書類審査及び実地の調査を行い、その結果を検証することにより確認しなければならない。</p> <p data-bbox="1158 1383 1285 1407"><b>3.2.2</b> （略）</p>

3.2.3 認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付さなければならない。

a)～c) (略)

d) 認証事業者は、法第39条の規定による主務大臣の命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならないこと。ただし、登録外国認証機関から認証を受けた認証事業者にあつては、法第39条第5項において準用する法第39条第1項の規定による請求を拒んではならないこと。

e)～h) (略)

i) **f)**及び**g)**に定めるもののほか、認証事業者は、他人にその認証又は格付若しくは格付の表示若しくは外国格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認証に係る対象農林物資以外の農林物資について登録認証機関の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。

j)・k) (略)

l) 登録認証機関は、認証事業者がa)からk)までに掲げる条件を遵守しているかどうかを確認するため必要があるときは、認証事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は認証に係る工場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは格付の表示若しくは外国格付の表示、対象農林物資に係る広告若しくは表示、対象農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査することができること。

m) 登録認証機関は、認証事業者がa)からk)までに掲げる条件に違反し、又はl)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくはl)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認証を取り消し、又は当該認証事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある対象農林物資の出荷を停止し、又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示若しくは外国格付の表示の除去若しくは抹消をすることを請求することができること。

n)・o) (略)

p) 認証事業者は、その認証を取り消されたときは、当該認証にかかる格付の表示又は外国格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止すること及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示又は外国格付の表示の除去又は抹消をすること。

q) 登録認証機関は、認証事業者が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示又は外国格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示又は外国格付の表示の除去又は抹消を行わない場合は、その旨を公表すること。

3.3 (略)

3.4 認証事業者の認証の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

a) (略)

b) 認証事業者が法第37条の規定に違反したとき (e)の2)に該当するときは除く。)は、当該認証事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示又は外国格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止すること、当該格付の表示又は外国格付の表示を除去又は抹消すること並びに格付に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること。

3.2.3 認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付さなければならない。

a)～c) (略)

d) 認証事業者は、法第39条の規定による農林水産大臣の命令に違反し、又は第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならないこと。ただし、登録外国認証機関から認証を受けた認証事業者にあつては、法第39条第4項において準用する法第39条第1項の規定による請求を拒んではならないこと。

e)～h) (略)

i) **f)**及び**g)**に定めるもののほか、認証事業者は、他人にその認証又は格付若しくは格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認証に係る対象農林物資以外の農林物資について登録認証機関の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。

j)・k) (略)

l) 登録認証機関は、認証事業者がa)からk)までに掲げる条件を遵守しているかどうかを確認するため必要があるときは、認証事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は認証に係る工場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは格付の表示、対象農林物資に係る広告若しくは表示、対象農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査することができること。

m) 登録認証機関は、認証事業者がa)からk)までに掲げる条件に違反し、又はl)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくはl)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認証を取り消し、又は当該認証事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資の出荷を停止し、又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消をすることを請求することができること。

n)・o) (略)

p) 認証事業者は、その認証を取り消されたときは、当該認証にかかる格付の付してある農林物資の出荷を停止すること及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消をすること。

q) 登録認証機関は、認証事業者が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消を行わない場合は、その旨を公表すること。

3.3 (略)

3.4 認証事業者の認証の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

a) (略)

b) 認証事業者が法第37条の規定に違反したとき (e)の2)に該当するときは除く。)は、当該認証事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止すること、当該格付の表示を除去又は抹消すること並びに格付に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること。

c) (略)

d) 認証事業者に対してa)又はc)の規定による請求をする場合において、当該認証事業者が当該請求に係る措置を速やかに講ずることが見込まれないときは、当該認証事業者に対し、当該認証事業者が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、格付に関する業務（当該請求に係るものに限る。）及び格付の表示又は外国格付の表示の付してある対象農林物資（当該請求に係るものに限る。）の出荷を停止することを請求すること。

e) 認証事業者が次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。

1)～5) (略)

6) 主務大臣が登録認証機関に対し、当該登録認証機関が認証した認証事業者が正当な理由がなくて、法第39条第1項の規定による命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことを理由として当該認証事業者の認証を取り消すことを求めたとき。

### 3.5 認証事業者の認証等に係る公表に関する基準

3.5.1 (略)

3.5.2 認証事業者に対し、3.4 b)又はd)の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

a) (略)

b) 対象農林物資についての請求である旨、格付に関する業務及び格付の表示又は外国格付の表示の付してある対象農林物資について出荷を停止すること、登録認証機関が適当でない~~と認める格付の表示又は外国格付の表示~~の除去又は抹消を請求している旨及び対象農林物資の種類

c)～e) (略)

3.5.3～3.5.5 (略)

3.5.6 3.5.1 から3.5.5 までに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間行うこと。

a) (略)

b) 3.5.2に掲げる事項の閲覧及び提供 3.4 b)若しくはd)に規定する格付に関する業務及び格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある対象農林物資の出荷の停止の期間又は登録認証機関が適当でない~~と認める格付の表示若しくは外国格付の表示~~の除去若しくは抹消の請求をした日から当該除去若しくは抹消を終了した日までの間

c)・d) (略)

c) (略)

d) 認証事業者に対してa)又はc)の規定による請求をする場合において、当該認証事業者が当該請求に係る措置を速やかに講ずることが見込まれないときは、当該認証事業者に対し、当該認証事業者が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、格付に関する業務（当該請求に係るものに限る。）及び格付の表示の付してある対象農林物資（当該請求に係るものに限る。）の出荷を停止することを請求すること。

e) 認証事業者が次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。

1)～5) (略)

6) 農林水産大臣が登録認証機関に対し、当該登録認証機関が認証した認証事業者が正当な理由がなくて、法第39条第1項の規定による命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した~~こと~~、又は登録外国認証機関~~にあつては~~、法第39条第4項において準用する法第39条第1項の規定による請求に応じなかったことを理由として当該認証事業者の認証を取り消すことを求めたとき。

### 3.5 認証事業者の認証等に係る公表に関する基準

3.5.1 (略)

3.5.2 認証事業者に対し、3.4 b)又はd)の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

a) (略)

b) 対象農林物資についての請求である旨、格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資について出荷を停止すること、登録認証機関が適当でない~~と認める格付の表示の除去若しくは抹消~~を請求している旨並びに対象農林物資の種類

c)～e) (略)

3.5.3～3.5.5 (略)

3.5.6 3.5.1 から3.5.5 までに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間行うこと。

a) (略)

b) 3.5.2に掲げる事項の閲覧及び提供 3.4 b)又は d)に規定する格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資の出荷の停止の期間又は登録認証機関が適当でない~~と認める格付の表示の除去若しくは抹消~~の請求をした日から当該除去若しくは抹消を終了した日までの間

c)・d) (略)

### 3.6 登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準

3.1から3.5までの規定は、登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準について準用する。この場合において、3.2中“取扱業者又は外国取扱業者”とあるのは“外国取扱業者”と、3.2.3 d)中“第39条第1項”とあるのは“第39条第5項において準用する法第39条第1項の規定”と、“命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して”とあるのは“請求を拒んで”と、3.2.3 i), l)及びm)並びに3.5.6 b)中“格付の表示若しくは外国格付の表示”とあるのは“格付の表示”と、3.2.3 p)及びq)、3.4 b)及びd)並びに3.5.2 b)中“格付の表示又は外国格付の表示”とあるのは“格付の表示”と、3.4 e)の6)中“法第39条第1項の規定による命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した”とあるのは“法第39条第5項において準用する法第39条第1項の規定による請求に応じなかった”と読み替えるものとする。

### 4 対象農林物資についての主務大臣が定める登録認証機関又は登録外国認証機関の認証等の報告

4.1 対象農林物資についての主務大臣が定める登録認証機関の認証等の報告は4.2に定めるところによる。

4.2 (略)

4.3 4.1及び4.2の規定は、登録外国認証機関の認証等の報告について準用する。この場合において、4.2.2中“3.4”とあるのは“3.6において準用する3.4”と読み替えるものとする。

### 5 対象農林物資についての外国取扱業者の公示

主務大臣は、簡条4による報告を受けたときは、当該報告に係る外国取扱業者に係る事項を公示しなければならない。

様式第一号

年月日

農林水産大臣殿

登録認証機関（登録外国認証機関）名  
住所  
代表者氏名

認証（変更）報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）第49条第6項（第72条において準用する第49条第6項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 3.6 登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準

3.1の規定は、登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準について準用する。この場合において、3.2.1中“取扱業者又は外国取扱業者”とあるのは“外国取扱業者”と、3.2.3 d)中“第39条第1項”とあるのは“第39条第4項において準用する法第39条第1項の規定”と、“命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して”とあるのは“請求を拒んで”と、3.4 e)の6)中“法第39条第1項の規定による命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した”とあるのは“法第39条第4項において準用する法第39条第1項の規定による請求に応じなかった”と読み替えるものとする。

### 4 対象農林物資についての農林水産大臣が定める登録認証機関又は登録外国認証機関の認証等の報告

4.1 対象農林物資についての農林水産大臣が定める登録認証機関又は登録外国認証機関の認証等の報告は4.2に定めるところによる。ただし、登録外国認証機関にあっては、4.2の規定のうち、“登録認証機関”を“登録外国認証機関”と読み替えるものとする。

4.2 (略)

4.3 4.2の規定は、登録外国認証機関の認証等の報告について準用する。この場合において、4.2.2中“3.1”とあるのは“3.6において準用する3.1”と読み替えるものとする。

### 5 対象農林物資についての外国取扱業者の公示

農林水産大臣は、簡条4による報告を受けたときは、当該報告に係る外国取扱業者に係る事項を公示しなければならない。

様式第一号

年月日

農林水産大臣殿

登録認証機関（登録外国認証機関）名  
住所  
代表者氏名

認証（変更）報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第6項（第66条において準用する同規則第47条第6項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1・2 (略)  
3 施行規則第48条第2項に規定する農林物資についての認証である旨及び当該農林物資の種類  
4・5 (略)  
備考 (略)

様式第二号 年月日  
農林水産大臣殿

登録認証機関（登録外国認証機関）名  
住所  
代表者氏名

業務停止請求報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）第49条第6項（第72条において準用する第49条第6項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 (略)  
2 施行規則第48条第2項に規定する農林物資についての請求である旨及び当該農林物資の種類  
3～5 (略)

様式第三号 年月日  
農林水産大臣殿

登録認証機関（登録外国認証機関）名  
住所  
代表者氏名

認証事業者の業務廃止報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）第49条第6項（第72条において準用する第49条第6項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 (略)  
2 施行規則第48条第2項に規定する農林物資についての廃止である旨及び当該農林物資の種類  
3・4 (略)

様式第四号 年月日  
農林水産大臣殿

登録認証機関（登録外国認証機関）名  
住所  
代表者氏名

認証取消報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）第49条第6項（第72条において準用する第49条第6項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1・2 (略)  
3 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての認証である旨及び当該農林物資の種類  
4・5 (略)  
備考 (略)

様式第二号 年月日  
農林水産大臣殿

登録認証機関（登録外国認証機関）名  
住所  
代表者氏名

業務停止請求報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第6項（第66条において準用する同規則第47条第6項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 (略)  
2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての請求である旨及び当該農林物資の種類  
3～5 (略)

様式第三号 年月日  
農林水産大臣殿

登録認証機関（登録外国認証機関）名  
住所  
代表者氏名

認証事業者の業務廃止報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第6項（第66条において準用する同規則第47条第6項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 (略)  
2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての廃止である旨及び当該農林物資の種類  
3・4 (略)

様式第四号 年月日  
農林水産大臣殿

登録認証機関（登録外国認証機関）名  
住所  
代表者氏名

認証取消報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第6項（第66条において準用する同規則第47条第6項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 (略)
- 2 施行規則第48条第2項に規定する農林物資についての廃止である旨及び当該農林物資の種類
- 3～5 (略)

記

- 1 (略)
- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての廃止である旨及び当該農林物資の種類
- 3～5 (略)